



その救急車は本当に必要ですか？

みんなで守る 救急医療

毎年9月9日は「救急の日」で、その日を含む1週間は「救急医療週間」です。近年、全国的にも救急車の出動が増えており、高山市も例外ではありません。また、病院の救急外来への比較的軽症の患者が休日や夜間に気軽に受診するため、病院の勤務医からは限界との声も聞こえてきます。

このままでは、市民の皆様本来の救急医療を提供することができなくなる恐れもあります。私たちが今すぐできることから始めましょう。

問合せ 医療課 ☎35-3177
救急課 ☎32-0119

一次救急

比較的症状の軽い患者さん

- 開業医、国保診療所
- 高山市休日診療所

二次救急

入院や手術が必要な重症の患者さん

- 久美愛厚生病院
- 飛驒市民病院

三次救急

特に症状の重い患者さん

- 日赤救急救命センター

症状・緊急度
↓

救急医療を守る 一人ひとりの心がけ

救急医療を守っていくためには、救急医療を適切に利用するということ一人ひとりの心がけが重要です。

救急医療は緊急事態に備えるもので、限られた医療スタッフにより運営されています。できる限り、検査などを含めた診療体制が整っている通常の診療時間内に受診しましょう。

症状や緊急度に応じて、救急医療は3つに分類できます（右下図参照）。

身近な「かかりつけ医」・ 「かかりつけ薬局」を 持ちましょう

日ごろから気軽に相談できる「かかりつけ医」を持ち、早めの受診を心がけるとともに、健康診断を積極的に受けるなど、病気の予防にも努めましょう。

また、処方箋による薬の調剤はこの薬局でも同じですが、できるだけ自分の服用歴が記録・保存されている「かかりつけ薬局」を持ちましょう。

薬の重複や飲み合わせのチェックはもちろん、普段の常備薬

不安解消にまずは「健康・ 医療相談ダイヤル24」

健康・医療相談ダイヤル24とは、健康相談や医療相談、出産・育児・介護の相談など、幅広くみなさんの相談にお答えします。医師や看護師などの専門スタッフが分かりやすくアドバイスします。プライバシーも守られますので安心して相談してください。

☎0120-54-7830

※通話料相談料無料。
24時間対応です。

Topic

救急救命士が行える処置が 新たに増えました

現在、救急救命士は医師の指示のもと、心肺機能停止(心臓や呼吸が停止)している人に対していくつかの処置ができますが、これからは次の処置が可能になります。

- ①心肺機能停止前の静脈路確保と輸液: 血圧が低下している重症傷病者に点滴が行えるようになります。
- ②血糖値測定と低血糖症例へのブドウ糖溶液投与: 意識障害のある推定15歳以上の人に血糖値測定を行い、低血糖の場合はブドウ糖溶液が投与できるようになります。

問合せ 救急課 ☎32-0119

●休日診療などのお知らせ[9月]

問合せ 医療課 ☎35-3177

診療名	対象となる方	期 日	受付時間	持 ち 物	場 所
医科診療	休日に急病になった方	20・21・22・ 23・27	8:30~11:30 13:00~14:30	健康保険証 医療受給者証(受給者のみ) フッ素塗布: 1,080円	高山市休日診療所 (市保健センター内) ☎35-3175
歯科診療	日曜日に歯が痛くなった方 小児のフッ素塗布希望の方	20・27	8:30~11:30		

- 休日・夜間などの急病の場合、受診できる医療機関を知りたいときは高山地域救急医療情報センターまで電話してください [☎0577-34-3799]
- 高山市民の方は、看護師や医師などに24時間365日、電話で医療相談ができます(通話料・相談料無料、携帯電話使用可) [☎0120-54-7830]